第46号（第51条関係）（平27内府令６・全改、令元内府令12・一部改正）

教　習　射　撃　場　指　定　書

年　　月　　日

申請者　　殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項の規定により、下記のとおり教習射撃場として指定する。

| | |
|---|---|
| 指定番号 | |
| 指定年月日 | |
| 射撃場の名称 | |
| 射撃場の所在地 | |
| 射撃場の区分 | |
| 使用できる猟銃 | |
| 使用できる実包 | |

備考　１　用紙は、洋紙とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。